

第34回平成22年11月与謝野町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年11月26日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前10時27分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農 林 課 長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	日高 勝典	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	金谷 肇	保 健 課 長	泉谷 貞行
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	佐賀 義之

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)
(提案理由説明～表決)
- 日程第 4 議案第 1 1 2 号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例
の一部改正について
(提案理由説明～表決)
- 日程第 5 議案第 1 1 3 号 与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(提案理由説明～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

10月4日の日に9月定例会が終わりまして、大変暑い中だったわけですけれども、中秋じゃなしに晩秋になって、大変紅葉が美しい季節となってまいりました。

きょうは11月臨時定例会ということで招集をされました。皆さんに報告とお願いを、ちょっと開会の前にしておきたいというふうに思います。一つは前に質問席のマイクのことをお願いをしました。赤松議員のほうからマイクの調整をしてということで、注文もいただきまして、過日、電気屋さんに来ていただきまして、調整というのか、見ていただきました。マイクは一応、異常はないだろうということでした。それできょうはマイクを真ん中においております。それでちょっと上げております。もっと上げてもいいのかもわからないのですけれども、とりあえず気持ちだけ上げました。きょう、マイクが、このマイクは、こういう集音になっておるんで、こういう格好でやるとなかなか入りにくいと、上から受けるようになっておるということでした。

それから、あと1点、前にテストをしたときに、ハウリングを起こしてということがありましたが、それは電気さんの言われるのには、傍聴席かどこかに、いわゆるビデオ、論音の設備を持って入ってはならないというふうになっておるんですけれども、録音設備を持って入られた方が、もしあったとしたら、それでそういうピーポーという音を発することがあるかもわからないということでした。ちょうど前の奥野課長のときに、奥野課長が事務局長のときにテストをしました日がリフレの件の審議の日でありましたので、ひょっとしたら、それが原因ではなかったかなという、現在では、今のところでは、そういう見解をしております。マイクのほうは問題ないということでしたので、きょう、テストという格好でやりますので、ご協力のほどお願いをいたします。

それから、きょうは臨時会が終わりました後、全員協議会、それから、議会運営委員会をということで、議運のほうで決めていただいておりますので、最後までのご協力をよろしくお願いたします。

それから、もう1点、きょうは放映はいたしませんので、これも議会運営委員会で決めていただいておりますので、ご報告をしておきます。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、これより第34回平成22年11月臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本臨時会に提出されております議案は、議案第111号専決処分の承認を求めることについてほか2件であります。

以上、3件を上程いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、7番 伊藤幸男議員、8番 浪江郁雄議員、以上2名にお願いすることにいたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第111号、専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

本当にだんだんと寒さに向かっております。本日は臨時議会ということで国会のほうの人事院勧告に基づきまして、それぞれ特別職の職員並びに職員の給与の改正等ということで、12月定例会が、そこにございますが、本日、臨時議会をお世話になるということで大変お忙しい中、申しわけないことではございますが、よろしくお願ひいたします。

また、12月の議会本来でしたら12月1日からということになっておりますが、来週から、それぞれいろいろな大会が東京でございまして、四日間ほど留守にいたします。そうした関係もあって、12月の定例会も6日からということでお世話になるということになりますが、どうか一つ、よろしくお願ひが申し上げたいと思います。それでは、早速でございませうけれども、議案第111号の専決処分の承認を求めることについて提案の理由を申し上げます。

まず、本案の説明に入ります前に、本案のような総合賠償保険に関しまして、当町が管理いたします町道等の瑕疵に起因して賠償の責任が発生した場合は、去る9月定例会でもご報告を申し上げておりました交通事故と同様に、相手方に賠償をしなければならないケースでは、当然ながら議会のご承認が必要となりますに、議案とともにお配りをしております資料のとおり、本日まで都合6件の事案を、議会の承認なしに事務を進めておりました。大変申しわけありませんでした。今後は、このようなことがないように十分注意をさせていただきますので、何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました本案についてご説明を申し上げます。本案は去る9月16日、午後、与謝野町字石川の町道高浪線におきまして、相手方車両が走行中、道路を横断する溝を通過する際に、道路に、設置してあったグレーチングが固定されていなかったため、通行の際にはね上げてしまい、車両下部を損傷するという事故が発生いたしました。幸いにも運転手にけがなかったものの車両下部の燃料タンク及びマフラーが損壊したものでございます。この事故につきまして、当町で加入する保険会社と協議しました結果、道路管理上の瑕疵として過失割合を当方が100%、相手方が0%とした上で、当町が加入いたします総合賠償保証保険から相手方損害額であります8万3,013円全額を相手方に支払うことで協議が成立したものでございます。この示談の協議を受けて地方自治法の定めによりまして、去る10月13日に専決処分をさせていただきます、このようにご報告を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、議案第111号につきまして、質問させていただきます。

この専決処分について、どうのこうのということは、僕はあまりないんですが、資料を見せていただいておりますと、平成19年度から賠償の資料がございます。この中身を読ませていただいておりますと町道を走行中、側溝の鉄板をはね上げ車両下部を損傷。また、町道側溝の鉄板が大雨でずれていた。町道を走行中、側溝の鉄板のはね上げ。また、町道を走行中、マンホールの段差。それで、今回ののが町道を走行中、側溝のグレーチングをはね上げたというような形で、非常に町道を走行中に起こった事故というのが多いわけですが、常日ごろ私は町の職員も町の中に出て、安全な箇所、危険な箇所を見て回るものが、やっぱり町民に対して一番大切なサービスではないかなというようなこととお話しさせていただいております。

そういった中で、こういう案件を読ませていただきますと、町道の管理というのが、あまりきちんとされていないようなふうにも受けとめられるとは思いますが、その辺はどうお考えでしょうか、建設課長にお聞きいたします。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今こういうふうな事故が発生しておりますけれども、建設課のほうといたしましては、極力現場のほうに出させていただいて、そういうふうな箇所がないように管理をさせていただいておるというふうに思っておりますが、何分、たくさん延長を持っておりまして、隅々まで確認ができないというふうなことも出てくるかというふうに思っておりますが、極力、そういうふうなことがないように今後も管理につきまして徹底をしていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 発生場所におきましては、地域しか書いてございませんので、場所的にどの辺なのかというのが詳しくは、私もわからないんですが、各旧野田川、岩滝、加悦、全部の地区で事故は発生しておりますし、また、町が管理する山林から積雪により折れた木が接触したとか、そういうような案件もございます。できる限り、これ町の職員が起こした事件なんで、事故なんで、こうやって報告があるわけですが、ほかにも町民の方で、こういう。町が相手に対してということですか。

ほかにもまた、あるかとは思いますが、できる限り、そういう地域振興課の方もおられますし、安全の確認に努めていただければありがたいなと思います。以上です。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私のほうから、少しお答えしたいと思います。

町が責任を持って管理をしなければならぬ町道におきましての事故でございます。先ほど建設課長がお答えしましたように、延長も広いわけですが、一人建設課に任せることなく、各課の職員が日々、町内を公用車で走っておるわけなんで、走っておる中で、例えばグレーチングに揺れがあるとか、危険、不安を感じるようなことがあれば、役場職員みんなで建設課にそういうことを報告して、こういう事故が起きまして、町民の方々にご迷惑をかけることがないように、いま一度、注意を喚起したいと思います。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 一、二点、ちょっと確認をするぐらいのことなんですけれども、建設課長になるのか、ちょっとお伺いするんですけれども、この中で側溝の鉄板と、はね上げてということは、いわゆる町道から側溝になるわけですね。側溝は町の換地であるでしょうけれども、側溝に鉄板があるというのは、まま家に入る場合に、車庫に、そういうことも起こり得るのではないかなと思いますし、大体、府道あたりでも町道でも、町がやってくれる場合は割合、きちんとしたものをやられておるんですけれども、その辺をちょっとだけ確認ができたらなというふうに思っております。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。町道の側溝に蓋をされるケースがございます。本来は24条の申請というふうなものを出していただいて、進入路に蓋をかけていただくということになります。ところが、それを届け出をせずにされる方がある場合につきましては、どうしても、そういうふうな簡易的なことをされるケースがございます、その場合につきましては、よくそういうふうなことが、はね上げる事象が発生するものというふうに思っております。したがって、そういうふうな町道の側溝のほうに蓋をかけられる場合につきましては、そういうふうな24条の申請を出していただければ、うちのほうがきちんとした指導もさせていただきますし、その後に、例えば改良する場合につきましても、また、同じように原型復帰をさせていただいて変えさせていただくというふうなことになりますので、できるだけそういうふうな申請を出していただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま建設課長のほうから説明がございましたけれども、この4番の実態についてちょっと申し上げておきたいと思います。その側溝と申し上げておりますのが、こういう表現を使うかなとは思いますが、道路の横断をしている側溝ということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 横断の場合は、それこそほんまに町の管理ということだろうと思いますし、例えば、1番とか3番あたりは、例えば家に、なかなか24条の申請というのはわかるわけですが、一般的にはどうしても簡易にやりますので、そういった場合があるのかどうかだけ、この中に、総務課長ですか、お伺いをいたしたいと。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 24条で出される場合につきましては、鉄板につきましては、鉄板の指導はございません。きちんとした蓋をかけてくださいというふうな指導はさせていただいております。個人的に何も知らないうちにかえられるという場合が、そういうふうな場合につきましては、私どもも鉄板で簡易的なことをされるのかなというふうに思っております。この中にも例えば24条が出ておるのかどうかというふうなところまで、私もきょうは把握をしておりませんが、そういう場合が事故として発生する確率が高いのかなというふうには思っております。

24条で出されておる場合につきましては、そういうふうな強固的なものをしていただいておりますので、その場合につきましては、そういうふうな保険の関係につきましては、適用にならないというふうに思っております。

議長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） いわゆる24条で出されて鉄板を敷かれた。鉄板を敷かれるのか、強固なことをしてくださいという指導が入ると。それから、我々でもそうなんですけれども、簡易にぽつとやってしまう場合、そういった場合は、いわゆる個人のほうに来るということに考えたらいいいというふうに、それでよろしいですか、それだけちょっと確認をしておきます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 適法な届け出がなしにされるという場合につきましては、個人の責任をもって、責任で対応していただくということになるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは議案第111号に関連いたしまして質問をさせていただきます。私は、まず、基本的なことについてお伺いしておきたいんですけども、今回の、この専決処分は96条の13項に基づく専決処分ということでありまして、この96条の13条の文面は法律上、その義務に即する損害賠償ということになっております。確認も含めまして基本的に認識を共有するという意味において、総務課長に質問をさせていただきますが、今回の、この議案第111号の関係につきまして、あるいは、この総合賠償による示談関連資料による事故の、七つありますけれども、その関連で、まず、この96条でいうおる、いわゆる法律上の、その義務に属すると、これは二つあると思うんですけども、法律上の義務というのは、損害賠償の。その一つは国家賠償法に基づく損害賠償と、それから、もう一つは民法に基づく損害賠償というふうに、私は理解はしておるんですけども、今回の、この専決処分と、この資料の中の1番、3番、4番、5番、6番、7番、これは国家賠償法に基づく損害賠償というふうな理解でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員さんのご質問にお答えをいたします。

今、糸井議員さんがおっしゃいました民法上の問題と、それから、国家賠償法の問題だという2点で、どちらかのケースに当たるかというご質問でございます。私のほうでは国家賠償法に基づくものだという理解をしておりましたけれども、確認はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 国家賠償法では、国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて故意、または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、賠償しなさいと、こういうふうになっておわけなんです。私は、恐らく自動車事故の関係についても、今回のこれについても国家賠償法に基づくものだろうというふうに、私は認識しておるんですけども、そこら辺は、やはり何の法律に基づいてやっておるんだということだけはお互いに認識していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、この2番のクアハウスの、この除雪収納作業というのは、私は民法の使用者等の責任に属するのではないかなと。民法715条に、その規定があるわけですけども、それはある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負うと、こういうふうになっておるので、そういうことで整理をさせていただいたら

いいんではないかなと思いますけれども、それで間違いありませんでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。私、正直申し上げて、ちょっとこの事例について、そこまで検証いたしておりません。そういった今、つきましては、その確定までのちょっとお答えができないということで、ちょっとご容赦をいただきたいと思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、そういうことで一度調べておいていただきたいなというふうに思います。そういう整理も必要じゃないかなと、私は思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

この内容の事案でございますけれども、先ほどから言われておりますように、町の責任に、いわゆる瑕疵があるということで賠償をされるということでございます。この中でグレーチングだとか、鉄板だとか、こういうことのはね上げによって事故が起こっておるわけですけれども、これはどうなんでしょう、建設課長、このグレーチングだとか、鉄板についての義務といいますか、町のなすべき義務というのは、固定しなければならないということになっておるのかどうか、固定しなければならないのを固定していなかった場合は、明らかに、これは町の瑕疵になるわけですけれども、そうでない場合については、私は走行しておられる個人にも、ある程度の責任があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。グレーチングにつきましての事故というのは、全国的にも多々あるというふうに聞いておまして、昔は旧式のタイプというのがございまして、いわゆる固定ではなしに、そのまま受け枠を入れて、その上に、その受け枠の中にグレーチングを入れるというふうなことが主流になっておりましたけれども、近年、だんだんそういうふうなことではなしに、もうグレーチング自体をボルトで固定してしまうというふうなタイプにさせていただいております。町のほうでも、そういうふうなタイプで現在、横断工の部分については、そういうふうなことで一般的にやらせていただいておりますのが通例でございます。

ただ、そうしていきますと、なかなか今度は維持管理ができない。特に今回の部分もそうございましたけれども、いわゆる土がたまと、掃除がなかなかできないというふうな状況もございまして、その辺のところはだんだん、昔は、そういうふうな、固定せずにされておったというふうなケースがございますけれども、先ほど申し上げましたように近年は、もう固定するのが大体主流で、町のほうでも、そういうふうなことでやらせていただいております。

今回の部分につきましても、そういうふうなことがございましたので、受け枠をつけて、その上に、そのところにグレーチングを固定し、補修をさせていただくというふうなことで現在、行っているというふうな状況でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 先ほどから質問の中でも、お二人の方が言うておられましたけれども、やはり全町、町道の、そういったものを点検するのは非常に、私は難しいというふうには思いますけれども、こういうことがしばしば起こることにつきましては、やはり行政という、信用をなくするということにもつながってまいりますので、一度、やはり町道の、そういった部署、箇所に

については総点検をしていただくというふうなことも、私は大切じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺は1カ月かかっても2カ月かかってもいいわけなので、一度、全町の町道に対する、そういった箇所での総点検をしていただいて、今後こういう事故が起こらないという対策は、私は必要ではないなかとこのように思うんですけれども、その辺いかがでしょう。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。確かに議員がおっしゃいましたように、そういうふうな事例が当町以外にも起こっているというふうなことを聞かせていただいておりますし、そういうふうなことは町道を管理させていただくというふうな点では、一度調査をする必要があるだろうというふうに思っております。この町道の高浪線につきましても、勾配がきついというふうなこともございまして、こういうふうな横断工を設置させていただいておるわけでもございまして、ほかの、この路線につきましても、あと2カ所、同様のタイプがあるというふうに聞かせていただいております。この部分につきましても逐次、改修をさせていただきたいというふうに思っております。特に勾配のきつい道路の部分につきましては、こういうふうな横断工を設置して、できるだけ路面配水を下流のほうまで導かないというふうなことで横断工をされておるケースが多々あるわけでもございまして、そういった部分につきましても一度、そういうふうな調査をさせていただいて、逐次、補修をしていくというふうな体勢をとらせていただきたいと思いますというふうに思っております。よろしく申し上げます。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど糸井議員さんが認識の一致ということが大事だということで、私ちょっと後で確認をいたしますという答弁をさせていただきました中で、これら事例によりますものは、国家賠償法の第1条と第2条でございます。それから、2番目のクアハウスということの駐車場内での、この事故の形態でございますけれども、これにつきましても、いわゆる管理を、管理責任ということがございまして、それにかかるものについても国家賠償法の第2条に適用しております。これによりまして行ったということでご理解がいただきたいと思っております。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、ちょっと一、二点、質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどから担当課のほうにも点検というような形のことが、意見が出ておりますけれども、町民の方から、こういう状況になつとるで何とか早くしてほしいとかいうような要望はお聞きになったようなことはないのですか。ほかのことでも。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 建設課のほうに上がってくる事例といいますのは、応急的にここが、例えば陥没しておるとした場合と、それから、地元のほうから要望として上がってくる、この2点が事例としてございます。横断的、この横断工のように、例えばボルト固定でなかったも、もう砂がかんでしまって動かないというふうなものと、それから、いろんなグレーチングのタイプがございまして、一概にこうでなかったらあかんというふうなことはございませんけれども、上がってくる事例といたしましては、そういう2例の部分から上がってくる場合がございます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） なかなか職員さんだけで、そういった危険箇所を定期的にというふうなことも、点検も大変だと思いますし、実は、私の隣の交差点でも、福岡立道線というて、旧野田川町時代につくられた道路が、あれが横断の溝がございまして、グレーチングがねじでとめてあるんですけども、せんだつても、もう半年ぐらいになりますかな、そのねじがばかになっていまして、グレーチングがかたかたかたかたいうようになってましたので、それで近所の方もやかましいしと、私もやかましいと思ったんですけども、夜間なんかことによく響くという形で、手で持ち上げてもかなりかたかた動くし、このままほっておけば、また、加速的のがたが生じまして、いわゆる車がびゅーんと、橋があるものですから、橋の上にグレーチングがあるものですから、安全だと思って運転していますし、事故になったら、これは危ないなと思って地域振興課のほうに連絡をさせてもらいまして、そうしますと、あの道路が府道になっておるという関係で、府のほうに直接お願いしていただいたという形で、即、修理に来られまして、あっという間に直りました。それで、そういう道路というのは非常に動くものが通行しているだけに町民の方々からの意見も、やはり即、対応を、安全な状態にお願いしたいということをやっと申し上げたいと思っておるようなこととございます。それが一つと。

それから、グレーチングも、いわゆる強度の問題で、重量級の車が多いと当座は大丈夫でしょうけれども、年がたってきますと、本当にゆがんできたり何かするようなことが、あちらこちらございます。もう一つ、そういったことで体重というんですか、そういった重量級に設計されておると思いますが、そういったものの切りかえというようなこともあわせてご検討いただくことが、こういったことの、事故を防ぐ一つの道かと思えます。それから、これはまた、区のほうから幾地区のほうから要望が上がっておるかと思えますけれども、さんさんパークに入る、あの町道の、それから、さんさんパークに入るところにグレーチングが、これ乗せるグレーチングですけども、これも変形しておりまして、直っているかどうかは確認してきていませんでしたけれども、いわゆるさんさんパークの土地がちょっと高いものですから、斜めになって道路のほうにおけるといって、非常に危ないなと思いつつながら、みんなは危ないなと言いつつながら、言うておるようこととございまして、できたら、そういう危険箇所を、先ほども糸井議員から意見がございましたけれども、早急に、そういう公共的なところの点検もあわせてお願いしたいと思っております。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 町道が200キロぐらいございまして、調査をするにもちょっと時間がかかるかもわかりませんが、調査をし点検をしていきたいというふうに思っております。

それから、改修につきましても、予算の関係もございまして、なかなかすべての部分を一遍にというふうなことはできないだろうというふうに思っておりますけれども、そういった、例えば緊急の度合いを図るだとか、そういうふうな対応の仕方も、いろいろとあるだろうというふうに思っております。そのようなことも含めまして、いわゆる緊急性の部分につきましても、そういうふうな調査の部分も一緒に行きたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） はい、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第111号、専決処分承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）は、承認することに決定しました。

日程第4 議案第112号、与謝野町特別職の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第112号、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、ことし8月に国会と内閣に提出された人事院勧告により当町の三役と議会議長等に対する期末手当について準拠をしております。国の指定職の期末手当について、今年度と来年度の支給割合を現行の3.1月から2.95カ月に総額の割合が改定されましたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。今年度の改正につきましては、条例改正の第1条で、この12月の期末手当について現行の100分の165を100分の150に改めた上で支給することとしております。6月の期末手当として、既に支給しております100分の145と合わせて年間2.95月の支給となります。

次に、来年度につきましては、6月の期末手当の割合を100分の145から100分の140に改め、12月の期末手当の割合を100分の150から100分の155に改めることで、年間の期末手当の割合を今年度と同様に2.95月とするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第112号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第112号、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第113号、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第113号、与謝野町職員の給与に関する条例等一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、ことし8月10日に国会と内閣に対して提出された人事院勧告に基づき、議案資料にありますように、ことし4月時点での給与の官民格差を是正し、あわせて期末勤勉手当を0.2カ月分減額する措置を講じるものでございます。

まず、給料表についてですが、本町職員の給料表が国の一般職給料表に準じて定めておりますことから、今回の人事院勧告のとおり改正を行うもので、国の給料表の改正がおよそ40歳以上の中高齢層に限って行われましたので、当町でも同様に改正を行うこととしております。

次に、今年度の期末勤勉手当については、6月の期末勤勉手当については、既に支給済みですので、官民の格差となります0.2カ月分の減額を12月期末勤勉手当で行い、年間の支給月額を現行の1.15月から3.95月に改めることとしております。

平成23年度も、この年間の支給月数の合計は本年度と同様とする中で、6月は1.9月、12月は2.05月の合計3.95月としておりますし、これらは再任用職員の支給月額についても所要の改正を行うこととしております。

続いて、現給保障ですが、ご存じのとおり平成19年7月に実施いたしました、いわゆる給与構造改定により大幅な給料の減額措置が行われましたことから、その後の昇給等で実施前に支給しておりました給料の額を超えるまで、その実施前の給料の額を保障することとしておりましたが、ことしの人事院勧告でも、その基本となる給料表が下がりましたので、これにあわせて、その保障する額も下げる措置がとられ、ことしも同様に下がりましたので、この現給保障額も引き下げることであります。また、その割合は、国が行政職給料表1の全体への影響額の最大の率を引き下げるのに対し、当町では行政職給与表1の1級から5級までの平均引下率で引き下げようとするものでございます。

最後に、この条例の附則におきまして、この条例の施行日を平成23年度の期末勤勉手当の改正は、来年4月1日とし、これ以外は、ことし12月1日からとしておりますし、ことし4月時点での官民格差の是正のための調整措置として、ことし4月から11月までの給料と6月の期末手当に給料の平均引下率0.1%を乗じて得た額を12月の期末手当で調整することとしております。

なお、以上の給与改定に関連して、職員のラスパイレス指数について説明をさせていただきます

すと、昨年7月時点では京都府下で3番目に低いとされる89.7%でございました。ご承知のとおり昨年は一律3%の給料のカットを行いましたので、そのような数値となっておりますが、今年度は、このような一律カットを行っておりませんので、ことし4月時点では3%近い改善が見込めるものと思っております。いずれにいたしましても、今回の人事院勧告につきましては、昨年に引き続き民間企業の長引く業績悪化に伴って公務員給料に対して大変厳しい勧告となっておりますが、職員組合の了解を得て、このようにご提案を申し上げたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは若干質問をさせていただきます。今、町長から提案がありましたように8月11日に人事院は国と内閣に対しまして、一般公務員の給与に関して、改定を行うと、こういう勧告が出されたわけでございますが、今回の改正で、本町の場合ですね、平均的な職員の場合、年間にしまして、どのぐらいの賃金が減ると、こういうことになるのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、今のご質問の内容は、いわゆる0.1%分と、それから期末手当の0.2カ月分を合わせたものというふうに。いわゆる0.1%分の影響額は79万4,000円と見込んでおります。それから、期末勤勉につきましては、1,858万4,000円、これらにつきましては4月1日現在の280人の職員数で積算をしたものでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、課長、それ一人当たりになりますと、平均的な職員の場合、どの金額になりますか。

それからですね、あわせて、この人事院勧告で引き下げの勧告が出てから、これ10年ほどになるのではないかと思います。合併してからですね、職員一人当たりで換算しますと、どのぐらいほど減収になっていると、こういうふうに思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えをしたいと思います。一人当たりですね、0.1%の影響額というのは、大体165円ぐらいになるのではないかと考えております。

それから、期末手当の分、勤勉手当の分につきましては、大体6万6,000円ぐらいになってくると思っております。

それから、昨今、人事院勧告につきましては、減額、それから期末手当の減額といった勧告がなされておまして、そういったことで、この間の影響額については、私ちょっと積算をしておりますので、申しわけないんですけども、ちょっと明確な数字でございますので、よろしくお願い致します。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それから、この2級から3級へのワタリの関係につきまして、この案をちょうどいしているわけですが、本町の場合、昨年、新聞で私どもも与謝野町という名前を見たと思う

んですが、総務省からは町に対して具体的には、これとこれと、どういう改善といいますか、指導がされたか、このことについて。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ワタリの問題でございます。2級から3級ということでございますけれども、これ資料で、総務常任委員会でもお渡しして、議員さんにもお手元に渡っているかもわかりませんが、いわゆる主査の職を3級に上げました。そういった場合に役職加算がされていないということがありまして、これ役職ではないのではないか、なぜ3級に上がっているんだということでございまして、そういったところのご指摘をいただいたものでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この改善案は来年の4月1日と、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ワタリの改善については、23年1月実施ということで考えていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、直接は、ここにかかわりはないんですが、昨年の人事院勧告で、いわゆる非常勤職員と申しますか、非正規職員の方々への処遇の改善ということが一つの大きな課題でありましたが、これについて今年度、特に配慮をされている。あるいは、ことしの人勧の絡みで、そういった非正規職員との関係は、具体的にどういうふうに影響を受けるということになるんでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 昨年の人勧及び本年度の人勧につきましても、臨時職員の処遇について一応、義務ではないですけれども、勧告が出ておるように思っております。臨時職員につきましても、できるだけ長期雇用という方向もあるかと思うんですけれども、1年1年の期限を切って、また、延長するといったことも実態として行われております。そうした中で、具体的に、こういうふうにとすることは、まだ、いたしておりませんが、課題として毎年、この臨時職員の対応に、処遇については課題としてあるというふうに認識をいたしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、今の関係につきましても、関連してお伺いしたいんですが、人事院は8月22日に、いわゆる1週間の勤務時間が常勤職員の4分の3を超える、いわゆる非正規職員に対しまして、期間業務職員制度というのを新たに提案をいたしまして、10月1日から、国の場合は走っておるんですが、この取り組みについては、どのように現在のところ考えていらっしゃるでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 10月1日ということで人勧のほうの関係でも出ております。私ども、そういったことも含めまして研究をさせていただいていかなければいけないというふうに考えておる段階でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長、今、言われました、この期間業務職員制度につきましても、いろいろと功

罪はあると思っているんですが、私は一定の評価ができると、こういうように思っておりまして、それぞれいろんな国なり、市町村によって違うと思うんですが、ぜひ十分な早い段階での検討をお願いしておきたいと、このように思っております。以上、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第113号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第113号、与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了しました。

これで、第34回平成22年11月臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（閉会 午前10時27分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議 長

同 議 員

同 議 員